生産記録については様式を定めていませんが、参考様式として農業者団体等が市町村に実施状況報告を提出するにあたり最低限必要な項目をまとめたものです。

●対象活動:緑肥の施用

メタン対策分類番号リスト 1 長期中干し 前年度の湛水不実施

3 前年度の秋耕

- ・ 複数ほ場について作成する場合は、交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積がわか る書類と突き合わせられるように、通し番号等によって整理してください。
- ・ 異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ場合は、一枚の生産記録にまとめて記 載できます。

当年度の秋耕(令和7年度のみ) 氏 名 その他(北海道と山形県のみ) ほ場名 実施面積(a) 作物名(5割低減) **メタン対策 実施時期(開始日) 実施時期(終了日)

備考 100 - 1

(注1)記入欄が足りない場合は、別様式(任意)を用いることも可。(注2)実施時期が複数日ある場合は、「実施時期(開始日)」及び「実施時期(終了日)」いずれも記載すること。

(※)メタン対策の欄は、主作物が水稲(飼料用米含む。)の場合のみ記載すること。

1. 対象活動

緑肥の品種名	播種時期	農地還元 (すき込み時期)	栽培期間	播種量 (kg/10a)	標準播種量 (kg/10a)
レンゲ	〇月〇日	〇月〇日	130日	3	3

(注1)標準播種量には、カタログや都道府県の栽培技術指針等で示されている播種量を記載すること(播種量は、標準播種量とおおむね同等量の播種を行うこと)。 (注2)栽培期間には、播種から農地環元までの期間を記載すること。

- 実施した時期については、年月日だけでなく、〇月上旬など の時期を記載することも可能です。
- 見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見 込) 1と記入してください。
- ・「栽培期間」欄について、カバークロップの場合は春夏播きの 場合はおおむね2ヶ月以上、秋冬播きの場合はおおむね4カ 月以上となっているか確認してください。
- ・「播種量 | 欄は実際の播種量を、「標準播種量 | 欄はカタロ グ等に記載された標準播種量を記入してください。

主作物の主な作業工程

収穫開始日 作業名 は種 定植·移植 収穫終了日 実施時期 今和○年○日○日 今和○年○日○日 今和○年○日○日 令和○年○月○

- 作業名にある主な作業の実施時期を記入してください。
- 見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見込)」と記入してください。

計算の仕方

「使用肥料」、「使用農薬」欄には、生産過程等において使用した全ての化学肥料・化学合成農薬について、化学肥料窒素成分の割合、使用時期、使用量、節減対象農薬成分回数等を具体的に記載してくだ

3. 使用肥料(5割低減の取組)

資材等の名称	化学肥料 窒素成分 の割合(%)	使用量 (kg/10a)	【5割低減】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	【慣行レベル】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	使用時期	備考
○○500(基肥)	15	20	3		令和〇年〇月〇日	
合計			3	8		
(注1)化学肥料のほか、指定混合肥料、混合堆肥複合肥料、混合汚泥複合肥料等などの化学肥料窒素減分を含む肥料を施用する場合は全て記載すること。						

20kg/10a × 15% = 3.0kgN/10a 合 計 3.0kgN/10a 「合計」欄には化学肥料窒素成分量の合計値を記入してくだ

(注2)適宜、行を追加して記入すること。

化学肥料窒素成分量が貫行の5割以上削減されていることを確認してください。

4. 使用農薬(5割低減の取組)				・10子加科至条成力量が頂11の3割以工削減されていることを増			
農薬名			【5割低減】	【慣行レベル】	使用時期	備考	
(商品名、剤型)	用途		節減対象農薬 成分回数	節減対象農楽 成分回数			
〇〇粒剤	殺菌剤		1		令和〇年〇月〇日		
〇〇粒剤	殺虫殺菌剤		3		令和〇年〇月〇日		
〇〇粒剤	殺菌剤		1		令和〇年〇月〇日		
〇〇フロアブル	植物成長調整剤		1		令和〇年〇月〇日		
〇〇乳剤	除草剤		2		令和〇年〇月〇日		
〇〇顆粒水和剤	殺虫剤		_		令和〇年〇月〇日	日本農林規格(JAS)適合	
〇〇フロアブル	その他		1		令和〇年〇月〇日		
스타			0	10			

殺菌剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1 殺中殺菌剤(3成分) 1回 × 3成分 = 3 殺菌剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1 植物成長調整剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1 除草剤(2成分) 1回 × 2成分 = 2 1回 × 1成分 = 0※JAS適合資材 铅中剂 (1成分) その他 (1成分) 1回 × 1成分 = 1

「合計」欄には化学合成農薬成分回数の合計値を記入してくださ

(注1)有機農産物の日本農林規格で使用可能な表B.1の農薬も含め、使用した農薬は全て記入すること

(注2)適宜、行を追加して記入すること。

5 保管書類

節減対象農薬成分回数が慣行の5割以上削減されていることを確認してください。

☑ 実施要領第9の1の(1)に定める取組共通の書類 標準的な播種量を証明するカタログ等(適正播種量の根拠資料となるもの)の写しを保管してください。

- ※ 以下の化学肥料、化学合成農薬については使用量、使用回数に算入しないことができます。
- 有機農産物の日本農林規格の表A.1の肥料及び土壌改良資材、表B.1の農薬
- 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物の場合、種子や苗等に使用されている化学合成農薬 (この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとします。)
- 植物防疫法に基づき実施される警報に基づく防除において使用される化学合成農薬